

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月30日から同年6月1日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA船（船舶所有者B）における被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月30日、喪失日に係る記録を同年6月1日とし、同期間の標準報酬月額を2,800円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年9月10日まで
② 昭和22年9月10日から23年2月頃まで
③ 昭和23年8月10日から24年2月12日まで
④ 昭和24年4月30日から同年6月1日まで

船員であった長兄から誘われ、昭和22年4月1日からC事業所に所属しているA船に乗船し船員として勤務した。また、同年9月10日には同所属のD船に転船し、23年2月に同船が沈没するまで勤務した。その後、23年8月10日から24年4月30日まで同所属のE船に、同年4月30日から同年5月31日までは再びA船に船員として勤務した。それにもかかわらず、E船に勤務した期間の一部を除き、船員保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する船員手帳から、申立人は申立期間④においてBが所有するA船に乗船していたことが確認できる。

また、申立人の供述及びその同僚の証言から、A船の乗組員は4人であったと推認できるところ、申立人を除く3人の乗組員は同船における船員保険の被保険者となっている上、機関士であった申立人の前任者及び後任者と推認される乗組員も同船における船員保険の被保険者となっている。

さらに、上記の船員手帳から、申立人は、申立期間④の始期である昭和24年4月30日に、A船と同じくC事業所に所属するE船からA船に転船していることが確認できるところ、E船が船員保険の適用事業所となった

同年2月12日から同年4月30日まで同船において被保険者となっていることが確認できる上、同期間とA船に雇い入れられた期間の給料及び手当額は同じ額であり、その処遇に変化はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④においてB所有のA船に乗船し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、上記期間の標準報酬月額については、船員手帳に記載されている給料及び手当額から、2,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A船は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先も不明であり、確認できない。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこの届出を記録しないと考えることから、事業主は資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る上記期間の船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 2 一方、申立人は、申立期間①に係る船員手帳等の乗船記録を所持していない上、一緒に勤務していたとするその兄及び同僚（二人）も既に死亡又は連絡先不明であり、申立人の勤務実態は明らかでない。

また、昭和22年度日本船名録（運輸省海運総局（当時）発行）によると、申立人が主張する港を船籍港とするA船と称する船舶が複数確認できるが、そのいずれもが申立期間①においては船員保険の適用事業所となっていない上、同期間において申立人の兄に被保険者記録は無く、同僚も別の事業所において被保険者となっていることが確認できる。

- 3 申立人は、申立期間②に係る乗船記録を所持しておらず、勤務の始期は不明であるが、D船に係る船舶原簿及び申立人の同僚の証言から、申立人は同船が昭和23年2月に沈没した際に同船において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、日本年金機構の記録によると、D船及びその事業主は申立期間②においていずれも船員保険の適用事業所となっていない上、申立人が沈没時に一緒に勤務していたとする同僚も同期間における船員保険の被保険者記録は無い。

- 4 申立人が所持する船員手帳から、申立人が申立期間③を含む昭和23年8月10日から24年4月30日までFが所有するE船に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、E船が船員保険の適用事業所となったのは、申立人が同船において資格を取得した昭和24年2月12日であり、申立人と同様に同日に資格を取得した船長からも申立期間③において船員保険被保険者として船員保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

- 5 申立人に係る申立期間①、②及び③の船員保険料が事業主により給与か

ら控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び③の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人に係る申立期間の標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を24万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月29日

A法人に勤務していた申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額として記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、平成15年11月17日付けで、複数の事業所に勤務すること（二以上事業所勤務）となったことに伴い、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格（被保険者整理番号*番）を喪失し、選択事業所となった同事業所において再度、同日付けで、被保険者資格（同*番）を取得していることから、本来、事業主は、同日以後に支給された申立期間に係る賞与については、再取得後の被保険者整理番号*番に基づき届け出るべきであった。それにもかかわらず、申立てに係る事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）の写しによると、同事業所は従前の被保険者整理番号*番をもって届け出ており、このため、社会保険事務所が16年1月に発出した健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書（以下「決定通知書」という。）には、申立人に係る申立期間の標準賞与額が記載されなかった。

しかしながら、被保険者資格を喪失した被保険者整理番号により賞与支払届が提出された場合の事務処理について、年金事務所は「賞与支払届の総括表と決定通知書とを突合し、被保険者数に相違があれば、その原因について確認することは可能であり、誤った被保険者整理番号により届け出られた場合は、確認補正すべきである。」と回答している。また、オンライン記録によると、申立人の標準賞与額に係る事務処理は、被保険者資格

の再取得に係る事務処理が行われた日（平成 15 年 12 月 10 日）より後（平成 16 年 1 月 21 日）に行われている。これらのことから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額について、再取得後の被保険者整理番号に基づくものとして記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立ての賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人に係る申立期間の標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立てに係る事業所から提出された賞与統計表及び所得税源泉徴収簿に記載されている厚生年金保険料の控除額から、24 万 6,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人に係る申立期間の標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を28万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月29日

A法人に勤務していた申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額として記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、平成15年11月17日付けで、複数の事業所に勤務すること（二以上事業所勤務）となったことに伴い、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格（被保険者整理番号*番）を喪失し、選択事業所となった同事業所において再度、同日付けで、被保険者資格（同*番）を取得していることから、本来、事業主は、同日以後に支給された申立期間に係る賞与については、再取得後の被保険者整理番号*番に基づき届け出るべきであった。それにもかかわらず、申立てに係る事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）の写しによると、同事業所は従前の被保険者整理番号*番をもって届け出ており、このため、社会保険事務所が16年1月に発出した健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書（以下「決定通知書」という。）には、申立人に係る申立期間の標準賞与額が記載されなかった。

しかしながら、被保険者資格を喪失した被保険者整理番号により賞与支払届が提出された場合の事務処理について、年金事務所は「賞与支払届の総括表と決定通知書とを突合し、被保険者数に相違があれば、その原因について確認することは可能であり、誤った被保険者整理番号により届け出られた場合は、確認補正すべきである。」と回答している。また、オンライン記録によると、申立人の標準賞与額に係る事務処理は、被保険者資格

の再取得に係る事務処理が行われた日（平成 15 年 12 月 10 日）より後（平成 16 年 1 月 21 日）に行われている。これらのことから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額について、再取得後の被保険者整理番号に基づくものとして記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立ての賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人に係る申立期間の標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立てに係る事業所から提出された賞与統計表及び所得税源泉徴収簿に記載されている厚生年金保険料の控除額から、28 万 3,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人に係る申立期間の標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を27万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月29日

A法人に勤務していた申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額として記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、平成15年11月17日付けで、複数の事業所に勤務すること（二以上事業所勤務）となったことに伴い、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格（被保険者整理番号*番）を喪失し、選択事業所となった同事業所において再度、同日付けで、被保険者資格（同*番）を取得していることから、本来、事業主は、同日以後に支給された申立期間に係る賞与については、再取得後の被保険者整理番号*番に基づき届け出るべきであった。それにもかかわらず、申立てに係る事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）の写しによると、同事業所は従前の被保険者整理番号*番をもって届け出ており、このため、社会保険事務所が16年1月に発出した健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書（以下「決定通知書」という。）には、申立人に係る申立期間の標準賞与額が記載されなかった。

しかしながら、被保険者資格を喪失した被保険者整理番号により賞与支払届が提出された場合の事務処理について、年金事務所は「賞与支払届の総括表と決定通知書とを突合し、被保険者数に相違があれば、その原因について確認することは可能であり、誤った被保険者整理番号により届け出られた場合は、確認補正すべきである。」と回答している。また、オンライン記録によると、申立人の標準賞与額に係る事務処理は、被保険者資格

の再取得に係る事務処理が行われた日（平成 15 年 12 月 10 日）より後（平成 16 年 1 月 21 日）に行われている。これらのことから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額について、再取得後の被保険者整理番号に基づくものとして記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立ての賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人に係る申立期間の標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立てに係る事業所から提出された賞与統計表及び所得税源泉徴収簿に記載されている厚生年金保険料の控除額から、27 万 5,000 円とすることが必要である。

岡山厚生年金 事案 1270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から 11 年 12 月 1 日まで
A社に平成 9 年 6 月から 12 年 2 月まで 1 級土木施工管理技士として勤務し、その間の給与は 50 万円であったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 28 万円となっており、納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が社会保険事務を委託していた労務管理事務所が保管している申立人に係る社会保険被保険者台帳に記載されている申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、申立人は給与明細書等の申立期間の報酬月額が確認できる資料を所持していない上、申立期間に係る市県民税課税台帳に記載されている給与支払額はオンライン記録の標準報酬月額と符合（平成 10 年）又はそれよりも低額（平成 11 年）となっており、申立人が主張する給与月額が支払われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立てに係る事業所の事業主（当時）は、申立人には同事業所の業務に専従していない期間があり、その間の給与を下げている旨証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。